

住民税（町・県民税）・所得税の申告の時期です

申告期間	住民税申告・所得税の還付申告	2月1日(木)～3月15日(木)
	所得税の確定申告	2月16日(金)～3月15日(木)

住民税申告、所得税の確定申告が始まります。該当する人は、町の申告会場や武生税務署で申告をお願いします。

確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成できます。なお、郵送や電子申告（e-Tax）で提出することもできますのでご利用ください。

住民税申告

平成30年1月1日現在、越前町に住所がある人は、前年中に収入がない人でも住民税申告が必要です。ただし、次に該当する人は住民税申告の必要がありません。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・給与所得者で給与支払報告書（年末調整が済んでいるもの）が勤務先から町に提出され、かつ給与所得以外に所得のない人
- ・老齢年金のみの人（ただし扶養、社会保険料、医療費、生命保険料、その他の控除を受けようとする人は申告してください）
- ・同一世帯の人の給与支払報告書（年末調整が済んでいるもの）や、住民税申告書、所得税の確定申告書に扶養親族として記載されている人で、前年中に収入がない人

住民税申告をしないと

- ・所得（課税）証明書の発行ができません
- ・国民健康保険税の軽減、給付金や補助金などの支援を受けることができません

所得税の確定申告が必要な人

- ・1か所からの給与のほかに年金・事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与所得と事業や不動産などの所得の合計が20万円を超える人
- ・年金のほかに給与や事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・給与収入が2千万円を超える人
- ・各種所得の合計額が扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・給与や年金の源泉徴収票に記載されている扶養控除や配偶者控除などを修正する人

所得税の還付申告をすると納めすぎた所得税が戻る人

- ・平成29年の途中で退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ・源泉徴収税額のある給与所得者・年金所得者で、年末調整を受けていない生命保険料控除や医療費控除などを受けることができる人
- ・住宅ローンを利用してマイホームの新築・増改築などをした人



Information from fire department



消防署からののお知らせ

平成30年越前消防団出初式



1月7日、織田ショッピングセンターメルシ周辺で、越前消防団出初式が行われました。災害につよい町「越前町」を目指し、観閲では消防団・女性消防隊263人、消防車両17台が威風凛々とした姿勢を披露しました。

また、一斉放水では指揮者の合図と共に一糸乱れぬ力強い放水を見せ、今年1年の無火災を祈願しました。最後に丹生分署で式典が行われ、功績のあった消防団員が表彰を受け、消防団員としての使命を今後も果たしていくことを誓いました。

表彰受賞者

福井県知事表彰
功労章

越前消防団	副 団 長	上平 俊夫
-------	-------	-------

永年勤続精績章

朝 日 地 区	第 1 分 団	副 分 団 長	岡山 克大
	第 2 分 団	副 分 団 長	岡本 健一
	第 2 分 団	班 長	大橋 直人
織 田 地 区	第 1 分 団	分 団 長	佐々木崇至
越 前 地 区	第 2 分 団	分 団 長	山口 哲也

無火災竿頭綬

朝 日 地 区	第 2 分 団	1 年 3 か月
織 田 地 区	第 1 分 団	2 年 3 か月
	第 4 分 団	20年 3 か月
越 前 地 区	第 4 分 団	4 年 9 か月
	第 7 分 団	4 年 5 か月
宮 崎 地 区	第 5 分 団	4 年10か月

福井県消防協会長表彰
功労章

越 前 地 区	第 2 分 団	分 団 長	山口 哲也
宮 崎 地 区	第 5 分 団	団 員	河合 明宏

表彰章

朝 日 地 区	第 5 分 団	分 団 長	渡邊 正則
越 前 地 区	第 6 分 団	分 団 長	滝 明史
	第 7 分 団	分 団 長	久保 高志
宮 崎 地 区	第 2 分 団	分 団 長	新谷 光栄

永年勤続精績章

越前消防団	副 団 長	上平 俊夫
-------	-------	-------



問合せ先 鯖江・丹生消防組合消防署



丹 生 分 署 ☎36-0119

朝 日 分 遣 所 ☎34-0119

越 前 分 遣 所 ☎37-0119

<http://www.fd-sabaenyu.jp/>

防災行政無線戸別受信機の設置をお願いします

防災行政無線テレホンサービス（直近に放送した内容が確認できます）

☎34-1444 ☎34-1445 ☎34-0866

町で受付をする申告相談の日程

住民税申告・所得税の還付申告

日	時	場 所	対象地区
2月1日(木)～3月15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～ 午後4時	越前町役場	全 地 区

所得税の確定申告

日	時	場 所	対象地区
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	午前9時～ 午後4時	越前町役場	全 地 区
2月21日(水)・22日(木)		宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月28日(水)・3月1日(木)		織田コミュニティセンター	織田地区
3月7日(水)・8日(木)		越前コミュニティセンター	越前地区

次の申告は税務署でお願いします

- ・自営業などの事業所得の確定申告や青色申告
- ・譲渡所得（不動産・株式）や山林所得などが含まれる確定申告
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける確定申告
- ・平成28年分以前の確定申告

申告書を作成する際は

国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」
をご利用ください。

<https://www.nta.go.jp>

作成コーナー

検 索

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することで税額などが自動計算され、申告書や収支内訳書などが作成できます。

問合せ先 税 務 課 ☎34-8709
武生税務署 ☎22-0890(自動音声案内)

申告の時の注意点1

住民税申告・所得税の確定申告などにはマイナンバーが必要です

平成29年分の住民税申告書や所得税の確定申告書などを提出するとき、申告者本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族・専従者のマイナンバーの記載が必要です。

また、申告者本人の番号確認書類と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの人

- ・マイナンバーカードだけで番号確認と本人確認が可能です
- ・ご自宅から e-TAX で送信すれば、確認書類の提示または添付が不要です

マイナンバーカードをお持ちでない人

番号確認書類

申告者本人のマイナンバーを
確認できる書類

- ・通知カード
 - ・住民票の写し
(マイナンバーの記載があるもの)
- などのうちいずれか1つ

本人確認書類

記載したマイナンバーの持ち主
であることを確認できる書類

- ・運転免許証
 - ・公的医療保険の被保険者証
 - ・パスポート
- などのうちいずれか1つ



申告の時の注意点2

利用者識別番号の取得が必要です

昨年から、町で受付する確定申告書の送付方法が、紙での送付から e-Tax を利用した電子送信になりました。これに伴い、e-Tax を利用するための「利用者識別番号」の取得が必要となります。申告会場で取得することができますが、事前に取得することもできます。

なお、以前に取得された人は、利用者識別番号がわかるもの（昨年取得した際の控えや確定申告のお知らせのハガキなど）を持参してください。

利用者識別番号を取得するためのホームページ

https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_APP/Ink/kaishiShinkiKojin

申告事前準備のお願い

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前に自分でできる準備はしていただき、必要な書類を必ず持参してください。

- ・農業所得の申告をする人は、収支内訳書の作成（帳簿作成が義務付けられています）
- ・医療費控除またはセルフメディケーション税制の申告をする人は、明細書の作成（生命保険など各種助成金の受領額も集計してください）
- ・e-Tax の利用者識別番号の事前取得